介護保険負担限度額認定申請のご案内

1. 適用要件　（次の３つの要件のすべてに該当すること）

①本人及び世帯員全員が市町村民税非課税であること。

②配偶者(※)が市町村民税非課税であること。

※住民票上、世帯が別の場合や、事実婚（内縁関係）にある場合も含みます。

③預貯金等の資産の合計額が、利用者負担段階ごとに決められた基準額以下であること。

負担限度額（１日あたり）

※令和８年８月より下線部の金額が「82万6,500円」に変わります。また居住費等、食費の一部が【　】内の金額に変わります。

利用者負担段階	所得の状況	居住費等				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第１段階	世帯全員が住民税非課税 生活保護受給者の方等 老齢福祉年金受給者の方	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第２段階	世帯全員が住民税非課税 合計所得金額＋課税年金収入額 ＋非課税年金収入額が80.9万円以下の方	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第３段階①	世帯全員が住民税非課税 合計所得金額＋課税年金収入額 ＋非課税年金収入額が80.9万円超120万円以下の方	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 【680円】	1,000円 【1,030円】
第３段階②	世帯全員が住民税非課税 合計所得金額＋課税年金収入額 ＋非課税年金収入額が120万円超の方	1,370円 【1,470円】	1,370円 【1,470円】	1,370円 (880円) 【1,470円】 【(980円)】	430円 【430円】 【530円※】	1,360円 【1,420円】	1,300円 【1,360円】

※介護老人福祉施設と、介護老人保健施設及び介護医療院のうち室料負担のある多床室を利用した場合は530円になります（ショートステイも同様）。それ以外の施設は430円です。

〇介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額額は（　）内の金額となります。

預貯金等の資産の基準額

第１段階	単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下
第２段階	単身：　650万円以下、夫婦：1,650万円以下
第３段階①	単身：　550万円以下、夫婦：1,550万円以下
第３段階②	単身：　500万円以下、夫婦：1,500万円以下

※2号被保険者(65歳未満)の方は、利用者負担段階に関わらず、単身1,000万円、夫婦2,000万円以下です。

2. 申請に必要なもの

①申請書　②同意書

③預貯金等の資産の額がわかる書類【それぞれご本人、配偶者名義の全てのものが対象です】

※下表参照

預貯金等の資産に含まれるもの	添付する書類
預貯金（普通預金・定期預金） ※適正な審査のため、申請日直近の記帳をお願いします。	〇全ての通帳の写し ※動きのない通帳も対象です。 ※多額の引出しがあった場合は、領収書等の写しを添付していただく場合があります。
有価証券（株式・国債など）	証券会社や銀行等の口座残高の写し
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座の写し
タンス預金（現金）	自己申告

★★★通帳の写しは、以下の部分をコピーして下さい。

①口座名義人、口座番号等がわかるページ（開いて最初のページ）

②年金の振り込みが確認できるページ

③申請日の直近２ヶ月以内の取引内容と残高が確認できるページ

※繰り越した通帳で最新残高のみ記載の場合は旧通帳の写しも必要です。

※定期預金のある方は、そちらの写しもお願いします。

●必ず記帳を済ませたうえで、コピーしてください。

●インターネットバンク等を利用している場合は、ウェブサイトのページの写しでも可能です。

●負債の額は、預貯金等の資産の合計から差し引いて計算します。（借用証書などの写しが必要です。）

3. 申請に関する注意点

・例年、**更新開始時期には申請が集中し、受付に時間を要する場合があります。**
可能な限り来庁時期を分散いただきますようご理解、ご協力をお願いいたします。

・**郵送申請も可能です**ので、ご利用ください。

・申請書や添付書類の内容について、問い合わせる場合がありますので、日中ご連絡の取れるお電話番号を記入してください。

・申請期限（８月３１日）までに申請を受理したものは８月１日から適用となります。ただし、**更新による認定証の送付は７月中旬以降**を予定しております。しばらくお時間をいただきますのでご承知おきください。

・配偶者については、住民票上、世帯が異なる場合や事実上婚姻関係にある場合を含みます。

・必要に応じて金融機関等に照会をかける場合があります。

・申請者は、原則としてご本人もしくはご親族に限ります。同意書の代筆についても、代筆者はご親族でお願いします。

・特別な事情がない限り、施設職員やケアマネージャーからの申請はお受けしかねます。
ただし、ご家族が整えた書類一式を施設職員やケアマネージャーの方が代理で持ってくることは可能です。

・介護保険法第２２条第１項により、不正行為により受給した場合、給付額の返還に加え、給付額の最大２倍の加算金を課される場合があります。

＜問い合わせ先＞
〒２９７－８５１１
茂原市道表１番地
茂原市役所 福祉部 高齢者支援課介護給付係
ＴＥＬ：０４７５－２０－１５７２